

要求項目	回答項目
<p>1. 従来からの労使慣行は遵守すること。</p> <p>2. 労働条件に関わる通達などの改正にあたっては、支部と事前協議を行い、一方的な実施は行わないこと。</p> <p>3. 勤務時間条例を拘束8時間に改正すること。また、休憩時間をただちに復活させること。本庁職場の超過勤務を縮減すること。 時短の効果が生かせるように、時差出勤による変則勤務を止め、全員が一斉に出勤・退勤できるようにすること。また、保育特休を復活させること。</p> <p>4. 情勢適応原則に反して9千円もの賃下げを勧告した不当な大阪府人事委員会勧告は断じて容認できるものではない。4年にわたり府人事委員会勧告を無視した府当局の賃金引下げを中止し、抜本的な賃金改善を行うこと。</p> <p>5. 労働条件を悪化させ、評価者を含む圧倒的多数の職員が資質の向上につながらないとする「相対評価」は撤回すべきであり、「新人事評価制度」の賃金リンクを撤回するよう、関係機関に働きかけること。</p> <p>6. 「副主査」選考については、府税業務に必要な研修の参加を反映させるなど、対象者の負担を軽減すること。職務経験や専門性を発揮し、民主的・安定的な行政運営を行うためにも、誰もが行政職4級の水準に到達できる賃金体系への改善を行うこと。</p> <p>7. 年金支給開始時期の繰り延べを踏まえ、再任用職員の賃金・労働条件を抜本的に改善すること。 ①互助会加入など、福利厚生を常勤職員と平等取扱いとすること。 ②再任用職員の地共済加入を可能にするよう関係機関に働きかけること。また、人間ドック受診に補助金制度を創設するよう関係機関に働きかけること。 ③週休日に勤務を命ずる場合、現在通勤にかかる交通費が支給されていないため、交通費を支給するよう、関係機関に働きかけること。</p> <p>8. 税務手当は、税務職俸給表との格差是正という税務手当本来の趣旨に基づき、改悪提案を撤回するとともに、全税務職員に対する税務職俸給表の適用もしくは調整額へ移行すること。</p> <p>9. 「税込確保対策」を口実とした労働強化・管理強化は行わないこと。また、「税込確保重点月間」等での時間外勤務を強要しないこと。</p>	<p>1. 良き労使関係については、尊重してまいりたい。</p> <p>2. 勤務条件に関わる事項については、所要の協議を行ってまいりたい。</p> <p>3. 超過勤務については、引き続き縮減に努めてまいりたい。また、その他の要求内容については、関係課に伝えてまいりたい。</p> <p>4. 5. 6. 7このことについては、関係課に伝えてまいりたい。</p> <p>8. 9. 給与、勤務条件に関わる事項については所要の協議を行ってまいりたい。また、その他のことについては必要に応じ情報提供を行ってまいりたい。</p>

大阪府職員労働組合府税支部要求(平成28年度)NO.2

要求項目	回答項目
<p>10. 「府有財産の活用」により、府税職場が影響を受ける場合等は、職場環境に関わる問題であることから、一方的に行わず、十分な協議を行うこと。 府民センタービルは、地域防災拠点としての役割を果たすことが重要である。その老朽化は労働安全衛生にも影響を与えることから、必要な改修を行うこと。</p>	<p>10. 職員の安全衛生に関わる事項については、所要の協議を行うとともに、業務に支障のないよう配慮してまいりたい。</p>
<p>11. 公正・公平な税務行政の確立と安定した業務遂行のためには、納税者の権利と利便性を保障すること、一貫した業務執行体制の確立と専門性の向上が重要である。また、再編後の業務実態を検証し、市内自動車税徴収及び法人二税集中化の抜本的な見直しを行うべきである。さらに、府当局が「働き方改革」と称して企図する「時間外勤務実績に着目した人員配置」は、業務量に見合う人員措置という当然の責務を放棄して時間外労働を当然視するとともに、毎年的人员減の中でも様々な努力により時間外勤務の縮減に努力してきた税務職場にさらなる労働強化と人員削減を強いるものであり、断じて容認できないものである。納税者に対する正確な対応と業務執行を保障し、それによる労働条件の改善のため、定数増をはじめとする適切な措置をとること。</p> <p>① 全ての税務職場で均一な労働条件を保障すること。</p> <p>② 自動車税全件引継ぎによる件数増による勤務条件悪化に対し、適切な措置を行うこと。</p> <p>③ 本年の人事委員会勧告において、府人事委員会は時間外勤務の増加に対し、「もはや放置することは許されず、早急な対応が求められる。」と言及しているところである。それらの趣旨を踏まえ、税務職場においても適切な対応を行うこと。勤務時間の割り振りを業務の都合で変更を可能とし、超過勤務手当の支払いを逃れながら、職員の健康と労働時間の適正管理を困難にする「柔軟な勤務時間の設定」は行わないこと。</p> <p>④ 「育児短時間勤務制度」「高齢者短時間勤務制度」については、本人の選択性を保障し、他の職員の過重負担を招かないよう、代替要員に正規職員を配置する等の適切な措置をとること。</p> <p>⑤ 産休・育休、及び欠員に対しては、勤務条件の悪化を来さないよう、正規職員を配置する等の適切な措置をとること。</p> <p>⑥ 職員の長時間通勤解消や過重労働防止等、実質的な労働時間の短縮をはかる観点から、人事異動などにおいて本人の希望を尊重するなど、適切に対応すること。</p>	<p>11.</p> <p>①②このことについては、引き続き業務量に見合った適正な人員配置に努めることにより、今後とも適正な勤務労働条件の確保に向けて取り組んでまいりたい。</p> <p>③このことについては、全庁的な方針に従って対応してまいりたい。また、時間外勤務については引き続き縮減に努めてまいりたい。</p> <p>④⑤このことについては、全庁的な方針に従って対応してまいりたい。</p> <p>⑥通勤時間については、全庁的な方針に従い、現在、1時間30分以内を目標に努力しているところです。また、人事異動につきましても、本人の希望と同意を要件とするものではありませんが、本人希望等については、留意するよう努力しているところです。</p>

大阪府職員労働組合府税支部要求(平成28年度)NO.3

要求項目	回答項目
12. 安全衛生委員会を月1回以上開催するよう事務所を指導すること。各所の安全衛生委員会の改善に関する決議については主管課が責任を持って措置すること。	12. 各所における安全衛生委員会等の活用については、その充実と所情に応じた対応について従来から指導に努めているところですが、今後とも充実強化に努めてまいりたい。
13. 労働安全衛生の観点から、事務所の机については、VDT作業対応仕様に計画的に更新すること。VDT特別健康診断の充実と全員受診体制を確立すること。	13. 今後、新たに購入する場合は、VDT作業対応用のものを導入してまいりたい。 また、VDT作業従事職員特別健康診断については、職員健康診断実施要綱に基づき実施しているところであり、今後とも関係課と連携してまいりたい。
14. 一方的に廃止した旅行雑費を復活すること。出張に伴う自己負担を発生させないこと。	14. このことについては、関係課に伝えてまいりたい。
15. 健康管理のため、冷暖房の運用については、実態に即して弾力的運転を行うこと。また、老朽化した空調については更新すること。	15. 冷暖房運転については、職員の健康管理に留意しながら、適切な運用に努めるとともに、運転に支障がないよう点検・整備に努めてまいりたい。
16. 交通事故等の災害防止の観点から、庁用自動車については必要に応じて更新すること。また、保守・点検に必要な予算を確保し、バックモニター等の安全装置を装着する等の改善を行うこと。	なお、平成29年度当初予算(案)において、府民センタービルESCO事業として、泉南府民センタービル及び北河内府民センタービルの熱源機器等更新工事費を計上しています。
17. 府職労単組要求や府職労女性部要求、府労組連要求などの実現のため税務局として努力すること。分会要求について、誠意を持って実現すること。	16. 庁用自動車の更新については、所属の意見も聞きながら対応するとともに、運行等に支障が出ないように、引き続き保守・点検に努めてまいりたい。また、補助装置については、更新時の導入に向けて検討してまいりたい。
	17. このことについては、今後とも誠意を持って対応してまいりたい。